

H27・1・28

子ども・子育て会議資料

松島町 子ども・子育て支援事業計画

(案)

概 要 版

松島町

第1章 松島町の子ども・子育て支援

1 松島町の状況と子ども・子育て支援をめぐる課題

「松島町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく策定するものである。

策定にあたっては、町の子ども・子育てを取り巻く環境や、現在行われている事業の状況を再確認するとともに、保護者の意見や各種事業の潜在的なニーズ量を把握するためのアンケート（以下、ニーズ調査）などを行い、そこから浮かび上がってきた町の課題をまずは記載する。

① 潜在的なニーズ、0歳児等乳児期の保育への対応
松島町の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 幼児期の学校教育・保育は町立の幼稚園3か所と保育所4か所（うち1か所は分園）・ 保育士の人的配置の工夫や確保など常に努力を重ねており、その結果として待機児童ゼロを実現。
課題
<ul style="list-style-type: none">・ 0歳児などは需要に対して受け入れ可能な人数にほとんど余裕がない。・ 顕在化している待機児童はなくとも、潜在的ニーズ、今後増加の可能性はある。・ 利用希望の推移状況を常に把握し対応する必要がある。
② 母親の就労と、今後増すことが考えられる町への期待
松島町の状況
<ul style="list-style-type: none">・ 女性の就労状況は、子育て期に一旦職を離れる傾向。・ パート等での就労が多く、子育て後に再び同様の形態で就労したい希望有り。・ 育児休暇をとらず、子育てに専念するため退職したという人の多さや、40代になると就業率が再び上がることなどから、母親の多くが子育てを大切に捉え、就労形態や時期とのバランスをとろうとしている。

課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労状況については、現在の社会状況から、正規社員・従業員を望みながらやむを得ずパート等を選んでいるという可能性もある。 ・今後、女性が活躍できる社会環境の整備が重要性を増すにつれて、出産・幼児期、さらにその後の子育て支援について町への期待が高まることも予想される。
③ 就労内容などによる「平日・定期・標準」以上の保育需要
松島町の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・第三次産業に就いている人が多く、特に宿泊・飲食サービスなど観光関係と思われる仕事に携わる人の多さも特徴の一つ。 ・仙台市等町外へ通勤していることから保育充実を希望する声もニーズ調査にみられる。
課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・「週末に」「月に数回仕事が入る場合に」「子育て支援センターの休日開所を」といった要望に可能な限り応える努力を惜しまないことが、町の姿勢として重要。
④ 親族の存在は大きい、高齢化・核家族化も進む
松島町の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査での結果は、現在の子育て家庭が親族等との関係において比較的恵まれた状況にあることをうかがわせる。
課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が明らかに進行し、核家族化も徐々に進んでいる中、今後いつまでも同じ状況が続くとは言い切れない。 ・社会環境は刻々と変わるため、ニーズを常に捉え、継続的に柔軟かつきめの細かい対応を行っていくことが重要。 ・日常的に子どもをみてる人の有無は町内各地域で状況が違い、配慮が必要。

⑤ 教育と保育、一体的提供への要望

松島町の状況

- ・ニーズ調査では、保育所に最も望むこととして「教育内容の充実」が42.4%となり、幼稚園に最も望むことでは「教育内容の充実」「3年保育」に次いで「一時預かり」が34.3%、「幼保一元化」が21.2%である。
- ・量の見込み算定では、保育の必要性が想定される家庭の3割程度が教育を希望。
- ・町では現在、4・5歳児合同保育（教育）を実施し、保育所で幼稚園と同じカリキュラムの教育を行うなど、実質的な一体化。

課 題

- ・子育て中の保護者には、教育を希望する層が多いと思われる一方で、保育の需要も一定数存在。
- ・「幼児期の教育を希望するが保育が必要」というニーズに対して、全施設が町立であるメリットを活かし、今後とも提供の充実を図ることが重要。

⑥ 拠点施設の活用と地域社会の協力による子育て支援

松島町の状況

- ・平成27年度から児童館の運営を開始する。
- ・留守家庭学級、子育て支援センター機能も持たせ、年齢の異なる子どもたちや乳幼児の親たちが安全で気軽に交流できる場として、町の子育て支援の中心的な役割を担う。

課 題

- ・保護者と子どもだけが集う場所にとどめず、高齢者、ジュニア・リーダー等との世代間交流の促進や、子育て支援ボランティアの活動等を通じた地域と子育て家庭のふれあいの場として活用していく必要がある。
- ・子どもの減少や環境変化により子育て家庭と地域との関わりが希薄になることも考えられることから、拠点施設の活用だけでなく、地域の人々の協力を得ながら子育て家庭を支えていくファミリー・サポート・センターのような事業も前向きな検討が必要。
- ・保護者や子どもと地域の人々が関わる機会を増やす施策も重要になると考える。

2 基本理念

松島町次世代育成支援行動計画の「基本施策」

「ひとりひとりの親子を大切に支えるまちづくり」

「子どもがすこやかに育つことができるまちづくり」

松島町次世代育成支援行動計画の「基本目標」

「育もう！ すこやか笑顔あふれる松島の子」

松島町の子ども・子育て支援事業計画においても、これからも変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととする。

地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ。

すこやかで笑顔あふれる子どもを、松島のみんなで育てる。

基本理念

育もう！
すこやか笑顔あふれる松島の子

3 基本方針

基本方針1：保育の量的拡大・確保

就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的拡大・確保を図る。

基本方針2：地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から18歳未満までの子どもに対し、切れ目ない支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整える。

基本方針3：質の高い教育・保育の提供と、子育て環境の整備

次世代育成支援行動計画を継承し、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備し、併せて地域ぐるみの子育て支援など、さまざまな支援環境の整備を行う。

4 施策の体系

松島町では、基本理念、基本方針及び「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」を踏まえ、本計画でさまざまな施策を実施していく。施策の体系は以下の構成となる。



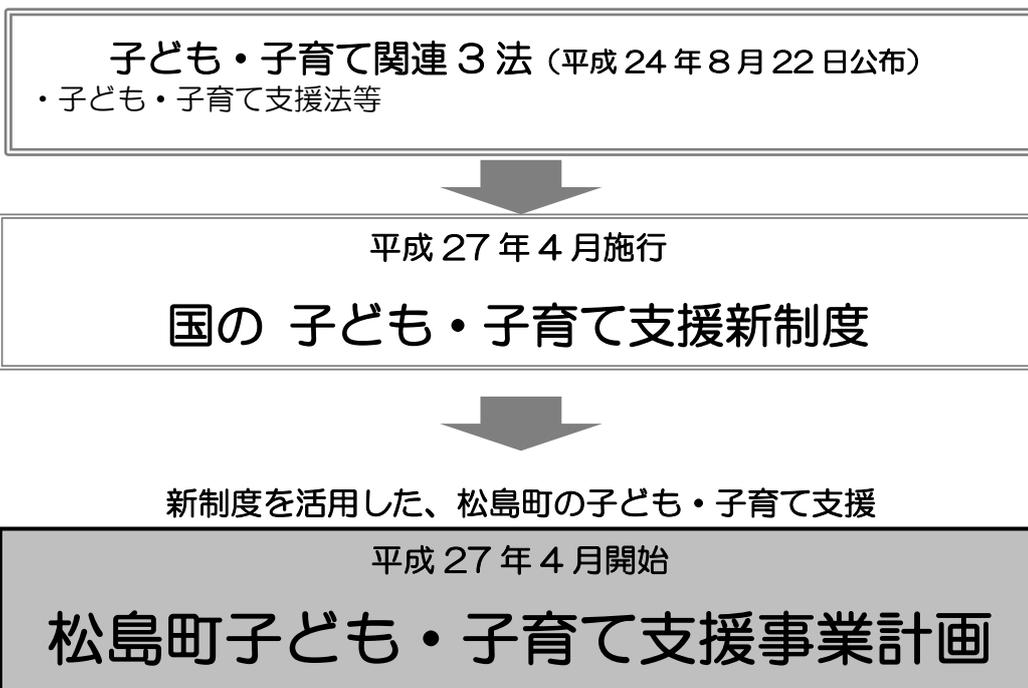
第2章 計画策定の背景と新しい制度

1 松島町のこれまでの取り組み

平成15年3月に「松島町エンゼルプラン」、平成17年3月に「松島町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」をそれぞれ策定し、子育て支援施策の方向性や目標を定めて、子育て支援に取り組んできた。

2 松島町において「子ども・子育て関連3法」を活用

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることとなったことから、松島町でも、この「子ども・子育て関連3法」を活用し、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善、及び、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させていく。



3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	支給事業継続

(2) 保育の必要性の認定区分

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(3) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業【継続】
③	妊婦健康診査【継続】
④	乳児家庭全戸訪問事業【継続】
⑤	養育支援訪問事業【継続】
⑥	子育て短期支援事業【検討】
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)【町新規実施】
⑧	一時預かり事業【継続】
⑨	延長保育事業【継続】
⑩	病児保育事業【検討】
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)【継続】
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

(4) 事業の対象となる子ども

0～5歳	6～11歳	12～17歳
乳幼児	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育		
地域子ども・子育て支援事業 (下記及び①③④⑫⑬以外)		
⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑩病児保育事業		
	⑪放課後児童クラブ	
⑤養育支援訪問事業		
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)		

③④は主たる対象が保護者と言える ⑫⑬は直接子どもを対象としない

(参考)子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

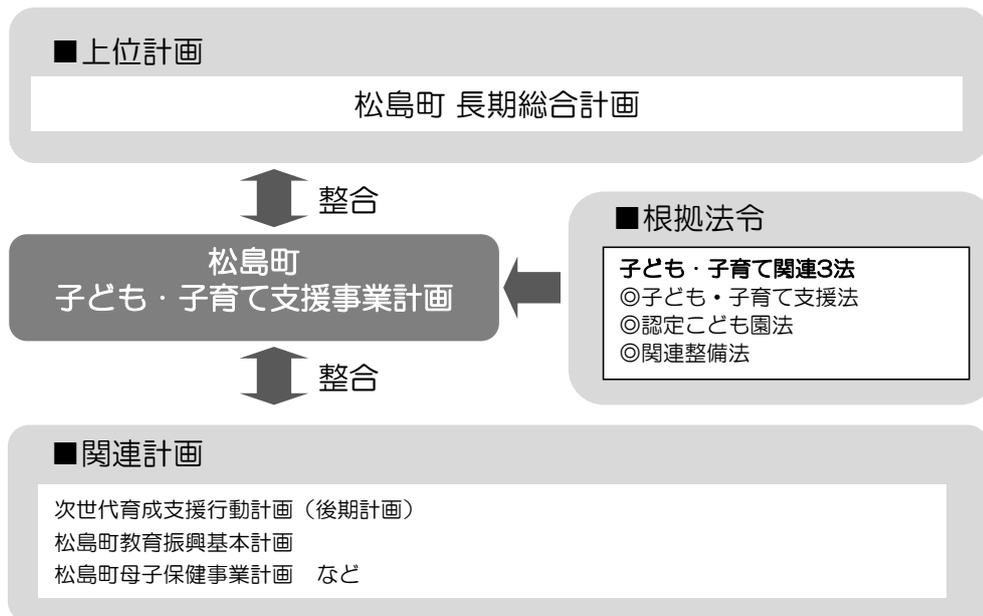
◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

(内閣府「基本指針」の要約)

4 計画の位置づけと計画期間

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものである。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

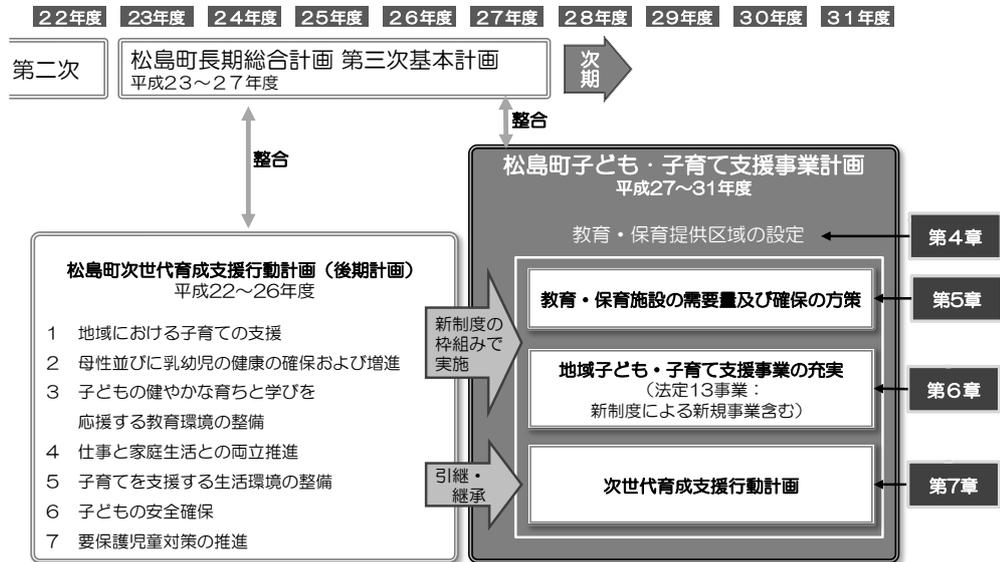
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 「次世代育成支援行動計画 後期計画」を本計画で継承

今回の子ども・子育て支援法によって、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代育成支援行動計画は、法定計画（策定が義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されている。

松島町においては、「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」は当初の予定通り平成 26 年度末をもって終了とするが、当該計画にて定められた事業・施策は基本的に本計画で継承していく。

具体的には「子ども・子育て支援新制度」にかかる法定事業、及び「松島町長期総合計画」や関連計画に扱いのない事業については本計画に内包し、施策・方針を継続していく。



(3) 計画期間

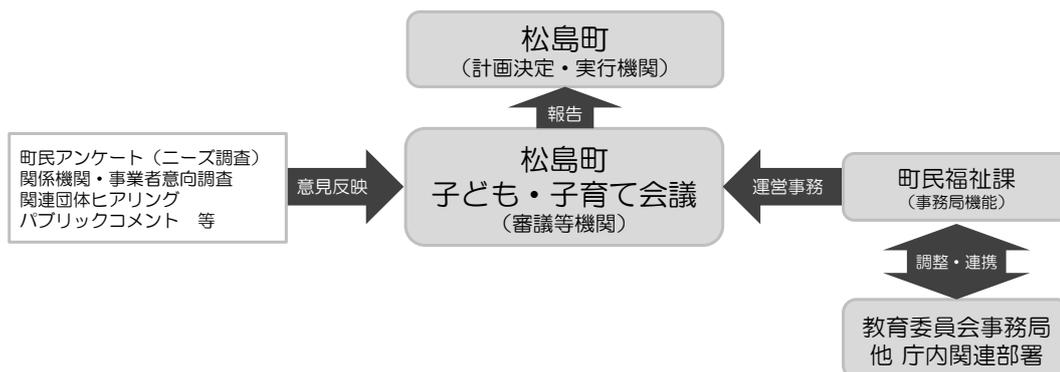
本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とする。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを平成 31 年度までに行ったうえで、新たに次期5年間の計画を策定する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度～
本計画	→ 見直し					
次期計画					策定	→

5 計画の策定体制

(1) 松島町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「松島町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行った。



(参考)子ども・子育て支援法第77条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や、本計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データを把握するため、アンケート調査（ニーズ調査）を実施した。

○調査名：松島町子ども・子育て支援事業計画策定ためのアンケート調査

○調査対象： 1. 就学前児童のいる世帯 551 世帯

2. 小学生児童のいる世帯 610 世帯

○調査期間： 平成26年1月7日～1月20日

第3章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

松島町の現状をグラフ化し記載する。

- (1) 総人口・年齢構成・人口の推移
- (2) 世帯の状況
- (3) 自然動態・社会動態・出生の状況
- (4) 婚姻・離婚の状況
- (5) 就労の状況
- (6) 子どもの人数

2 教育・保育施設の状況

幼稚園、保育所の過去実績を記載する。

- (1) 幼稚園の利用状況
- (2) 保育所の利用状況

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業において、松島町で行われてきた事業を記載する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (2) 妊婦健康診査（妊婦健康診査助成事業）
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- (4) 養育支援訪問事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 延長保育事業（延長・特別延長保育）
- (7) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級）

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件等社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定する。

2 教育・保育提供区域の設定

松島町では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のように一区域と設定する。

■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定(3歳以上・教育のみ)	町内全域	町域が広大ではないこと、現在の施設数・配置状況、教育・保育では需要に応えられていることなどから、細かい区域に分けず町内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。ただし、今後の施設・事業の整備にあたっては、地区ごとの状況や需要の変動を踏まえて実施していくこととする。
2号認定(3歳以上・保育あり)	町内全域	
3号認定(0～2歳・保育あり)	町内全域	

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定は町内全域とする。

第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

1 「量の見込み」と「確保の方策」について

計画案中、「①量の見込み」は計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量。「②町計画数(確保の方策)」はその需要に対して提供を確保する計画数を示す。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

$$\boxed{\text{就学前児童数推計(人)}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出(\%)}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出(\%)}}$$

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

市町村ごとの検討

2 量の見込みと確保の方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(満3歳未満の子どもの保育利用を含む)」と、「量の見込み」に対応する教育・保育施設による提供体制及び実施時期を定める。

【量の見込み】

教育・保育の量の見込みは、各年度の児童数見込みに基づき、国の統一方式を用いて算出したが、その結果が過去の実績と比較して乖離する場合は、実際の利用状況等を勘案して算出した。

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		263			146	69
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	120人		70人	30人
			10人	110人		
②町計画数(確保の方策)	認定こども園 幼稚園、保育所	105人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲35人	▲10人		0人	0人

		平成28年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		253			145	67
①量の見込み (必要利用定員総数)		140人	110人		70人	30人
			10人	100人		
②町計画数(確保の方策)	認定こども園 幼稚園、保育所	130人	110人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		▲10人	0人		0人	0人

		平成29年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		248			141	66
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定こども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		233			138	65
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定こども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	1-2歳 保育あり	0歳 保育あり
人口推移見込		230			136	63
①量の見込み (必要利用定員総数)		130人	100人		70人	30人
			10人	90人		
②町計画数(確保の方策)	認定こども園 幼稚園、保育所	130人	100人		70人	30人
	地域型保育事業					
	認可外保育施設					
②-①		0人	0人		0人	0人

3 教育・保育の一体的提供推進

少子化に伴う行事運営の困難さや、施設の老朽化、特別支援をはじめとする個別対応の必要性など、幼児期の教育・保育環境をめぐる課題を踏まえ、今後の松島町における教育・保育の一体的提供についての要素を検討する。

●保護者ニーズの多様化

ニーズ調査において幼児期の教育を希望する層の存在が認められた。両方のニーズに添えてほしいという保護者からの要望が強くなってきていると思われる。

●幼稚園・保育所連携型施設利用者アンケートの結果

平成23年3月実施アンケートの回答は以下となっている。(抜粋)

- ・幼児教育と一緒に受けられるため、子どもにとって良い
14人 26.9%
- ・異年齢とのふれあいができ、思いやりが育つ
16人 37.8%
- ・同じ小学校に就学する準備ができ、友達が増えて良い
33人 63.5%

場所について

- ・このまま小学校併設がよい 46人 88.5%
 - ・別の場所にしてほしい 1人 1.9%
 - ・その他 5人 9.6%
- 「小学校併設でよいが今の場所では狭すぎる」
「0歳から入所できる環境にしてほしい」

●今後の課題

新制度では、「認定こども園」の普及が促されているが、保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると思われる。

松島町においても、教育・保育見込み算定時に見られたニーズの傾向や、独自に実施している試みへの評価などについて考慮していく必要がある。

本計画年度中の、既存施設の認定子ども園への移行は現状予定されていないが、幼稚園と保育所がすべて町立であるメリットを活かし、職員の合同研修や小・中学校との連携等への取り組み等を進めるとともに、実施中の4・5歳合同保育から引き続き問題点や利用者の要望等の把握に努めて「教育・保育の一体的提供推進」の検討を継続していく。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと計画数

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等による計画数（確保の内容）及び実施時期を定める。

■地域子ども・子育て支援事業の事業量（一部抜粋）

事業名	H27	H28	H29	H30	H31
① 利用者支援事業					
実施予定箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 地域子育て支援拠点事業					
量の見込み	6,347 人回	6,258 人回	6,111 人回	5,992 人回	5,874 人回
町計画数 (確保の方策)	6,300 人回				
実施か所数	1 か所				
③ 妊婦健診事業					
量の見込み	67 人	66 人	65 人	63 人	62 人
町計画数 (確保の方策)	67 人	66 人	65 人	63 人	62 人
④ 乳児家庭全戸訪問事業					
量の見込み	69 人	67 人	66 人	65 人	63 人
町計画数 (確保の方策)	69 人	67 人	66 人	65 人	63 人
⑤ 養育支援訪問事業					
量の見込み	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人
町計画数 (確保の方策)	26 人	26 人	26 人	25 人	24 人
⑥ 子育て短期支援事業					
量の見込み	0 人日				
町計画数 (確保の方策)	0 人日				

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）					
量の見込み （未就学児）	70人日	70人日	90人日	90人日	90人日
量の見込み （小学生）	40人日	40人日	110人日	110人日	110人日
町計画数 （確保の方策） ファミリー・サポ ート・センター事業	0人日	110人日	200人日	200人日	200人日
事業化検討にあたり目標とする登録会員数					
利用会員	0人	33人	60人	60人	60人
協力会員	0人	15人	30人	30人	30人
両方会員	0人	0人	10人	10人	10人
⑧ 一時預かり事業					
保育所での預かり保育					
量の見込み （保育所在園児対 象の一時預かり）	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
町計画数 （確保の方策）	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
幼稚園での預かり保育					
量の見込み （幼稚園在園児対 象の一時預かり）	170人日	180人日	185人日	185人日	185人日
町計画数 （確保の方策）	170人日	180人日	185人日	185人日	185人日
⑨ 延長保育事業					
量の見込み	180人	180人	180人	180人	180人
町計画数 （確保の方策）	180人	180人	180人	180人	180人
⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）					
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
町計画数 （病児保育事業）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
町計画数 （病児・緊急対応強 化事業）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）					
量の見込み （低学年）	90人	90人	90人	90人	90人
町計画数 （低学年）	90人	90人	90人	90人	90人
量の見込み （高学年）	30人	30人	30人	30人	30人
町計画数 （高学年）	30人	30人	30人	30人	30人
実施か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成27年度からの新規事業で、世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成27年度からの新規事業で、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

2 児童館について

松島町では、児童館建設事業を計画・実施し、平成27年度から運営を開始する。児童館の他、留守家庭児童学級、子育て支援センター機能も保持し、松島町の子育て支援の中心的役割を持たせる。「第6章 地域子ども・子育て支援事業」で扱うさまざまな事業に関係の深い施設であることから、本章にて運営の方針・課題等につき記載する。

児童館に期待される役割

- 1 子どもの居場所づくり
- 2 遊びを通じた子どもの成長支援
- 3 保護者への子育て支援
- 4 親子一緒に時間の提供
- 5 地域ぐるみでの子育て支援

第7章 次世代育成支援行動計画

基本方針に定めたとおり、質の高い教育・保育の提供と子育て環境の整備を行うため、「松島町次世代育成支援行動計画 後期計画」の事業・施策を本計画で継承・実施していく。

・保育サービスの質の確保

配置職員の充実

職員の資質の向上

・子育て費用の軽減・各種助成

乳幼児医療費助成（通院・入院）の充実

多子世帯の保育料等の軽減

予防接種助成継続

妊婦健診受診助成

・子育て支援の拠点づくり

子育て拠点施設の整備

・子どもの遊び場確保

屋外遊び場の整備

・地域における子育てネットワーク、仲間づくりの推進

子育て情報の発信推進

親子の交流促進

住民参加の子育て支援活動の推進

・子どもや母親の健康確保

メンタルヘルス対策の充実

健康診査等の充実

個別相談の充実

・小児医療体制の充実

小児科医療体制の充実

・健やかな体の育成

子どもの体力増進

・幼児教育の充実

幼小連携の推進

多様な体験活動の推進

- **家庭や地域における教育力の向上**
 - 家庭教育への支援の充実
 - 学校、幼稚園、保育所等における子育て家庭への支援
- **仕事と家庭生活の両立支援**
 - ワークライフバランスの考え方の普及
 - 働き方の見直しについての意識啓発
 - 男女協働参画意識の啓発
- **子育てを支援する生活環境の整備**
 - 住宅の情報提供
 - 通学路等の安全を確保
- **子どもの交通安全等対策の推進**
 - 交通安全対策の推進
 - 防災対策の推進
- **子どもを犯罪から守る活動の推進**
 - 防犯意識の普及啓発
 - 地域の防犯体制の充実
- **児童虐待を防止するための対策**
 - 相談体制の強化・充実
 - 情報の周知
- **要保護児童への支援体制の充実**
 - 要保護児童への支援体制の充実
 - 関係機関との連携
- **障がいのある子への支援**
 - 日中一時支援事業の充実
 - 保育所、幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実
 - 早期発見、個別支援の充実
 - 情報提供の充実
 - 仲間づくり支援

第8章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動・事業等と一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進める。

1 関係機関等との連携

庁内の体制

町民・機関との協働

国・県との連携

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

計画の公表、意見の反映

計画の点検・評価・見直しの流れ

3 子ども・子育てに果たす役割

(1) 町（行政）の役割

サービスの提供・支援、利用者・家庭への相談支援、関係諸機関との連携

(2) 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

(3) 学校の役割

就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の提供、地域や家庭と連携しながらの子どもの成長支援

(4) 地域の役割

地域の子どもたちの見守、子どもの虐待等を早期に発見する目配り

4 現状・課題・取り組みのまとめ

【別表】

資料編

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

松島町子ども・子育て会議条例

松島町子ども子育て会議 委員名簿

用語解説